

# 郡上市住宅用太陽光発電システム 設置補助金事業のご案内

平成26年度も引き続き、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を実施します。

☑平成26年4月以降に住宅用太陽光発電システムを設置された人で、次の条件を満たす人は補助金を申請いただけます（平成25年度中に国採択事業者からの補助金を受けた人も補助金を申請いただけます）。

## 対象者

☑次のすべてに該当する人（法人除く）

- ①市内に住所を有し、自ら居住する住宅（別荘を除く）に市内施工業者を利用して対象システムを設置した人または市内建売供給事業者等から市内に自ら居住する対象システム付き住宅を購入した人。
- ②電力会社と電力受給契約を締結している人。
- ③市税を滞納していない人。
- ④対象システムの設置に関し、



市が行う他の補助金の交付を受けていない人。

※対象システム：電力会社と電力受給契約が可能な太陽光発電システムで、太陽光電池モジュールの最大出力が10キロワット未満であるもの。ただし、リース契約品または、中古品は除く。

※建売供給事業者等：建売住宅等に対象システムを設置する計画を有し、対象システムの設置工事を完了後、当該建売住宅等を販売する人（市内事業者にかぎる）。

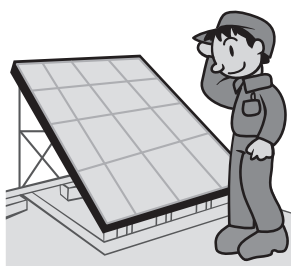
※市内施工業者：市内に本社または支社等を置く法人及び市内で事業を営む個人事業者。

## 補助金額

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示の小数点以下2桁未満切捨て）に1キロワット当たり3万円を乗じて得た額。5キロワットを上限とする。ただし、国採択事業者からの補助金を受けた人は1キロワット当たり3万円を乗じて得た額。4キロワットを上限とする。

## 必要書類

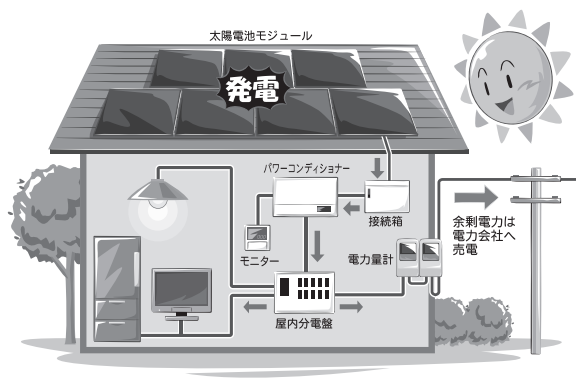
- ①交付申請書（様式第1号）。
- ②工事請負契約書または売買契約書の写し（対象システムの経費の内訳が分かるもの）。
- ③住民票の写しに登録した事項に関する証明書（申請者本人のもので発行後3カ月以内のもの）。
- ④市税完納証明書。
- ⑤対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真。
- ⑥対象システムの設置に係る領収書の写し（契約に基づいて支払った経費が分かるもの）。
- ⑦電力会社からの「太陽光契約に関するお知らせ」の写し。
- ⑧対象システムの出力対比表の写し（太陽電池モジュールの製造番号と実出力の対比がでるもの）。
- ⑨国採択事業者からの補助金を受けている人については、交付額の確定の通知書の写し。



- ⑩その他市長が必要と認める書類。

※施工完了日または契約書の工期終了日から、該当する日の属する年度内に申請をしてください。

また、平成25年度中に国採択事業者からの補助金を受けた人については、交付額の確定日から1年以内に申請してください。



問 商工観光部商工課  
67・1808